

令和 7 年度第 1 回愛知県事業認定審議会会議要旨

1 開会

(1) 会議成立の確認

委員総数 7 名のうち出席者が 5 名であり、愛知県事業認定審議会条例第 4 条第 3 項の規定により定められた定足数である委員の過半数に達し、会議が成立している旨を事務局から報告した。

2 議題

(1) 会長の選任（会長代理の指名）

委員の一人から、前期会長の鶴田委員を会長に選任してはどうかという発言があり、他の委員も賛同したため、鶴田委員を会長に選任した。

また、会長が福本委員を会長代理に指名し、福本委員も承諾した。

(2) 東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事

（市道国京宮間 2 号線）の事業認定について

ア 事務局からの説明

（ア）事業認定手続の概要について

（イ）申請事業の概要について

（ウ）意見書及び公聴会における主な意見の要旨並びに当該意見に対する事業認定庁の見解について

（エ）事業認定要件及び適合性について

イ 諮問書の提出

建設局土木部用地課長より鶴田会長に諮問書が手渡された。

ウ 各委員からの質疑及び事務局からの回答

○ 航空写真を見ると畑のような土地柄にみえるが、起業地区間 168 メートルの現況はどのような状態、土地になっているのか。

⇒ 買収が完了している部分は買収したそのままの状態、一部買収されていない部分はビニールハウスなどが建っている状態で、みかん畑など畑が中心の区域となっている。

○ 道路工事にあたり妨げとなる築造物・建物はあるか。

⇒ 一部みかんのビニールハウスが建っており、それが支障となっている。

○ 東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線は、起業地区間 168 メートル以外は解決しているのか。

⇒ 未供用の五井西郷橋詰 1 号線は用地買収が進み、今年度供用開始予定と聞いている。この路線が供用開始されると本路線以外は完了する状況になる。

○ 事業認定の要件ではないと承知しているが、この事業について、ご意見ご異議を申し述べておられた方は、境界の杭の問題があるが、現状、蒲郡市との関係はどのような状況かについて確認したい。

⇒ 境界再立ち合いで杭は確定しているが、意見書などにもあるとおり過去の経緯、対応にまだ今も不満があり、蒲郡市に対しても打ち解けた状態ではない。

エ 審議結果

出席委員全員の賛成により、土地収用法第20条の規定により事業認定を行うことについて、事業認定庁である愛知県知事の判断を相当であると認める、と承認された。

(3) その他

○ 諮問書に対する答申については、本日の審議結果をもとに会長と事務局との相談の上で答申案を作成し、委員の承諾を得ることとする。

○ 会長が会議録に署名する委員に上野委員と福本委員を指名し、両委員はこれを承諾した。